

(免許の取消しによる解散)

第十三条 担保付社債専業信託会社に係る会社法第四百七十八条第二項から第六百四十九条まで又は第六百四十七条第二項から第六百四十九条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。

第十四条 担保付社債専業信託会社が前条の規定により解散したときは、内閣総理大臣は、利害關係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(清算人の任免)

第十五条 担保付社債専業信託会社に係る会社法第四百七十八条第二項から第六百四十九条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。

第十六条 担保付社債専業信託会社の清算は、内閣総理大臣の監督に属する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債専業信託会社の営業所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十七条 会社が外国において担保付社債を発行しようとするときは、担保の目的である財産を有する者は、内閣総理大臣の許可を受けて、外国会社と信託契約を締結することができる。

2 前項の規定により信託を引き受けた外国会社が日本に支店を有しないときは、当該外国会社は、日本における代表者を定めなければならない。

3 法人は、前項の日本における代表者を定めたときは、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により同項の外国会社が日本における代表者は、信託事務に関しては、信託会社の取締役若しくは執行役又は信託会社を代表する社員と同一の権限を有する。

(信託証書)

第二章 信託証書

(信託契約の方々)

第十八条 信託契約は、信託証書でしなければ、その効力を生じない。

2 信託証書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。(信託証書の記載又は記録事項等)

第十九条 信託証書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 委託者、受託会社及び発行会社の氏名又は名称

二 担保付社債の総額

三 各担保付社債の金額

四 担保付社債の償還の方法及び期限

五 利息支払の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 担保付社債券(担保付社債に係る社債券をいう。以下同じ。)を発行するときは、その旨

八 前号に規定する場合には、担保付社債券に記載すべき事項

十九 第七号に規定する場合において、担保付社債券に利札を付するときは、その旨

十 社債権者が会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

十一 受託会社が社債権者集会の決議によらずに会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨

(十二) 発行会社が担保付社債を引き受ける者の募集をするときは、各担保付社債の払込金額(各担保付社債と引換えに払い込む金額の額をいう。)若しくはその最低金額又はこれらの算定方法にあつては、その代表者)及び受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

第十二条 信託証書を電磁的記録をもつて作成する場合には、当該電磁的記録には、委託者(委託者が法人である場合にあつては、その代表者)及び受託会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、委託者又は受託会社の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 信託証書が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 信託証書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものをいう。第五十九条を除き、以下同じ。)であつて委託者若しくは受託会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(分割発行の場合における信託証書の記載又は記録事項)

第二十一条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合における信託証書には、第十九条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 その回の担保付社債の金額の合計額

二 前号の担保付社債に係る第十九条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項

三 信託証書の作成の日後に前二号に掲げる事項を付記したときは、その日

(分割発行の場合における発行の期限)

第二十二条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には、最終の回の担保付社債の発行は、信託証書の作成の日から五年以内にしなければならない。

委託者は、受託会社に対し、担保付社債の総額の減額を請求することができる。ただし、当該減額後の担保付社債の総額は、発行済みの担保付社債の金額の合計額を下回ることができない。

一 議事録等の写しが書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 二 議事録等の写しが電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された
 事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 (社債権者集会の決議の執行)

第三十四条 会社法第七百三十七条规定にかかるはず、社債権者集会の決議は、受託会社
 が執行する。ただし、社債権者と受託会社との利益が相反するときは、次の各号に掲げる場合の
 区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。

一 決議執行者（会社法第七百三十七条规定第二項に規定する決議執行者をいう。）がある場合 当

該決議執行者

二 前号に掲げる場合以外の場合において、代表社債権者があるとき 当該代表社債権者
 2 前項第二号の代表社債権者は、会社法第七百三十六条规定第一項の規定により委任された事項を、
 自ら執行し、又は他人に執行させることができる。

（信託契約の効力等）

（受託会社の担保付社債の管理に関する権限等）

第三十五条 受託会社は、担保付社債の管理に関する場合は、この法律に特別の定めがある場合を除
 き、社債権者と同一の権限を有し、義務を負う。

（受託会社の担保権の管理又は処分に関する義務）

第三十六条 受託会社は、総社債権者のために、信託契約による担保権を保存し、かつ、実行する
 義務を負う。

（社債権者の権利等）

第三十七条 社債権者は、その債権額に応じて、平等に担保の利益を享受する。

2 信託契約による担保権は、総社債権者のためにのみ行使することができる。

（信託契約による担保権の効力）

第三十八条 信託契約による担保権は、社債の成立前においても、その効力を生ずる。
 （信託契約による担保権に関する民法等の規定の適用除外）

第三十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百四十八条及び第三百七十六条（抵当権又
 はその順位の譲渡及び放棄に関する部分を除く。）並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）

第五百十五条の規定は、信託契約による担保権については、適用しない。

2 民法第三百五十条において準用する同法第二百九十八条第三項の規定は、信託契約による質権
 について、適用しない。

3 民法第三百五十四条の規定は、信託契約による動産質権については、適用しない。

4 前三項の規定にかかるはず、信託契約による別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
 （担保の追加）

第四十条 担保付社債に係る担保の追加は、受託会社及び委託者の合意による信託の変更により、
 することができる。
 （担保の変更）

第四十一条 担保付社債に係る担保の変更は、受託会社、委託者及び受益者である社債権者の合意
 による信託の変更により、することができる。

2 前項の合意に係る受益者の意思決定は、社債権者集会の決議による。

3 前二項の規定にかかるわらず、担保の変更後における担保の価額が未償還の担保付社債の元利金
 を担保するのに足りるときは、担保付社債に係る担保の変更は、受託会社及び委託者の合意によ
 り、することができる。

4 受託会社は、前項の規定により担保付社債に係る担保の変更をしたときは、遅滞なく、その旨
 を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にその旨を通知しなければならない。
 （担保権の順位の変更等）

第四十二条 前条の規定は、担保付社債に係る担保権若しくはその順位の
 讓渡若しくは放棄について準用する。

（担保権の実行の義務等）

第四十三条 担保付社債が期限が到来しても弁済されず、又は発行会社が担保付社債の弁済を完了
 せずに解散したときは、受託会社は、遅滞なく、担保付社債に係る担保権の実行その他の必要な
 措置をとらなければならない。
 2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本に
 基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立
 てをすることができる。

3 前項の場合において、債権者に対する異議は、受託会社に対して主張することができる。
 （弁済を受けた受託会社の義務）

第四十四条 受託会社は、社債権者のために弁済を受けた場合には、遅滞なく、その受領した財産
 （当該財産の換価をした場合におけるその換価代金を含む。）を、債権額に応じて各社債権者に交
 付しなければならない。

2 民法第六百四十七条の規定は、受託会社が前項の財産を自己のために消費した場合について準
 用する。

第四十五条 次に掲げる場合には、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任す
 ることができる。

1 受託会社が総社債権者のためにすべき信託事務の処理及び担保付社債の管理を怠っていると
 き。

2 社債権者と受託会社との利益が相反する場合において、受託会社が総社債権者のために信託
 事務の処理及び担保付社債の管理に関する裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき。

3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てに係る非訟事件は、発行会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属
 する。

5 第一項の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第
 四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。

第四十六条 受託会社又は前条第一項の特別代理人がこの法律の規定により総社債権者のために裁
 判上又は裁判外の行為をする場合には、個別の社債権者を表示することを要しない。

第四十七条 受託会社は、信託法（平成十八年法律第八号）第五十四条及び会社法第七百四十一
 条第一項の規定にかかるわらず、委託者又は発行会社に対し、信託事務の処理及び担保付社債の管
 理について相当の報酬を請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、
 その定めるところによる。

2 民法第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により委託者又は発行会社から受
 ける受託会社の報酬について準用する。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定め
 るところによる。

3 会社法第七百四十二条第三項の規定は、第一項の規定により委託者又は発行会社から受ける受
 託会社の報酬については、適用しない。

（受託会社の費用等）

第四十八条 委託者は發行会社は、信託法第四十八条第一項本文及び第五十三条第一項本文並び
 に会社法第七百四十二条第一項の規定にかかるわらず、受託会社が信託事務の処理及び担保付社債
 の管理をするのに必要と認められる費用として正当に支出した一切の費用及び支出の日以後にお

けるその利息を償還し、並びに受託会社が自己の過失なく受けた一切の損害を賠償する義務を負う。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託会社は、信託法第四十八条第二項本文の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするについて要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十一條第三項の規定は、第一項の費用及びその利息の償還並びに損害の賠償については、適用しない。

4 信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社に生ずる債権のためにも、その効力を有する。

5 受託会社は、前項の債権について、社債権者に優先して担保物から弁済を受ける権利を有する。

(担保物の保管の状況の検査)

第四十九条 委託者、代表社債権者又は担保付社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる担保付社債を有する社債権者は、いつでも、受託会社による担保物の保管の状況を検査することができる。

2 無記名式の担保付社債券を有する者は、これを受託会社に提示しなければ、前項の検査をすることができない。

第八章 信託事務の承継及び終了

(受託会社の辞任)

第五十条 受託会社についての信託法第五十七條の規定の適用については、同条第一項中「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」とする。

2 受託会社は、前項の規定により読み替えて適用する信託法第五十七條第一項の規定により辞任するときは、信託事務を承継する会社を定めなければならない。

3 第十七條第一項の規定は、信託事務を承継する会社が外国会社である場合について準用する。（受託会社の解任）

第五十一条 受託会社についての信託法第五十八條の規定の適用については、同条第一項中「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」と、同条第二項中「及び受益者が」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会が」と、「及び受益者は」とあるのは「及び発行会社は」と、同条第四項中「違反して信託財産に著しい損害を与えたこと」とあるのは「違反したとき、信託事務の処理若しくは担保付社債の管理に不適任であるとき」と、同項及び同条第七項中「又は受益者」とあるのは「発行会社又は社債権者集会」とする。

第五十二条 内閣総理大臣は、受託会社に係る第三条の免許が第十二条の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、信託法第五十八條第四項、第六十二條第四項又は第六十三条第一項の規定による申立てをすることができる。（信託事務の承継）

第五十三条 第五十一条第二項の規定による信託事務の承継は、委託者、受託会社であった者（以下「前受託会社」という。）及び信託事務を承継する会社（以下「新受託会社」という。）がその契約書を作成することによって、その効力を生ずる。

2 前項の契約書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第一項の契約書を書面をもつて作成する場合には、当該書面には、委託者（委託者が法人である場合は、その代表者）並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 第一項の契約書を電磁的記録をもつて作成する場合には、当該電磁的記録には、委託者（委託者が法人である場合にあっては、その代表者）並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わるべき措置をとらなければならない。

第五十四条 信託事務の承継がされたときは、発行会社及び新受託会社は、遅滞なく、各自、その旨を公告し、かつ、知っている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

(新受託会社の権利義務等)

第五十五条 社債権者、委託者又は発行会社のために前受託会社に帰属していた権利義務は、前受託会社の辞任、解任、免許の取消し又は解散の時にさかのぼつて、新受託会社に移転する。ただし、前受託会社の契約違反又は不法行為によつて生じた責任は、この限りでない。
(書類の移管等)

第五十六条 前受託会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）、これを代表する社員、清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その委託者、発行会社又は社債権者のために保管する物及び信託事務に関する書類を新受託会社に移管し、その他信託事務を新受託会社に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならない。

(承継に関する事務の監督)

第五十七条 信託事務の承継に関する事務は、内閣総理大臣の監督に属する。
2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該前受託会社若しくは新受託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(信託事務の終了)

第五十八条 受託会社が信託事務を終了したときは、総計算書を作成し、これを公告しなければならない。
(公告)

2 前項の総計算書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第九章 雜則

第五十九条 この法律の規定による公告（次条の規定による公告を除く。）は、発行会社における公告の方針によりしなければならない。ただし、その公告をすべき者が発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

(監督処分の公告)

第六十条 内閣総理大臣は、第十二条若しくは第十二条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条の規定により第二条の免許を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

(担保権の設定の登記の登記権利者)

第六十一条 信託契約による担保権の設定の登記については、受託会社を登記権利者とする。
(担保権の設定の登記における債権額の記載等)

第六十二条 信託契約による担保権の設定の登記においては、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第八十三条第一項第一号に掲げる債権額は、担保付社債の総額を記録すれば足りる。

2 前項の登記において、担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、不動産登記法第八十一条第一項第一号、第八十八条及び第九十五条の規定にかかるわらず、担保付社債の総額、担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨及び担保付社債の利率の最高限度のみを被担保債権に係る登記事項とする。

3 前二項に規定する事項は、第一項の登記の申請情報の内容とする。
(分割発行の場合の社債発行に関する登記)

第六十三条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、担保付社債を発行したときは、その回の担保付社債の金額の合計額について発行の完了した日から二週間以内に、その回の担保付社債の金額の合計額及び当該担保付社債に関する第十九条第一項第四号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、外国において担保付社債を発行した場合であつて、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した時から起算する。

3 第一項の登記は、担保付社債を担保する権利の登記に付記して行う。

(不動産登記法の適用除外)
第六十四条 不動産登記法第四章第三節第五款の規定は、信託契約による登記には、適用しない。

(財務大臣への資料提出等)
第六十五条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、担保付社債に関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、担保付社債に関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、その必要な限度において、信託会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第六十六条 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

一 第三条の免許

二 第十二条の規定による免許の取消し

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局长又は財務支局長に委任することができる。

第六十七条 この法律に定めるもののほか、免許の申請、届出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十章 罰則

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで担保付社債に関する信託事業を営んだ者

2 第八条において準用する信託業法第十五条の規定に違反して、他人に担保付社債に関する信託事業を営ませた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に違反した者

2 第八条において準用する信託業法第二十九条第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

る。
第六十九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者（委託者が法人であるときは、その事業を執行する社員、理事、取締役、執行役、清算人その他の法人の業務を執行する者）若しくはその破産管財人、受託会社若しくは発行会社の業務を執行する社員、取締役、執行役、清算人若し

くは破産管財人、代表社債権者、第四十五条第一項の特別代理人又は外国会社の代表者を百万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める届出、公告若しくは通知をせず、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由なく、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を記載せしめず、若しくは記録せず、又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 この法律により備え置くべき書類又は電磁的記録を備え置かず、これらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 この法律の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

五 この法律の規定による内閣総理大臣の検査を妨げたとき。

六 社債権者集会又は代表社債権者に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第五条の規定に違反したとき。

八 第七条の規定に違反したとき。

九 第十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

十二 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

十五 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

十六 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

十七 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

十八 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

十九 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十一 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

二十二 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十三 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

二十四 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

二十五 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

二十六 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十七 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

二十八 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十九 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三十 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

三十一 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十二 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

三十三 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

三十四 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

三十五 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

三十六 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

三十七 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十八 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三十九 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

四十 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四十一 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

四十二 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

四十三 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

四十四 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

四十五 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

四十六 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十七 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

四十八 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

四十九 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五十 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

五十一 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

五十二 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

五十三 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

五十四 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

五十五 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五十六 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五十七 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

五十八 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五十九 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

六十 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

六十一 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

六十二 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

六十三 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

六十四 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六十五 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六十六 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

六十七 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六十八 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

六十九 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

七十 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

七十一 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

七十二 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

七十三 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七十四 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

七十五 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

七十六 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七十七 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

七十八 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

七十九 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

八十 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

八十一 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

八十二 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八十三 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八十四 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

八十五 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八十六 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

八十七 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

八十八 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

八十九 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

九十 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

九十一 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九十二 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

九十三 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

九十四 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

九十五 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

九十六 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

九十七 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

九十八 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

九十九 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百零一 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百零二 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百零三 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百零四 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百零五 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百零六 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

一百零七 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

一百零八 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百零九 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百一零 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百一一 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百一二 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百一三 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百一四 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百一五 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

一百一六 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

一百一七 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百一八 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百一九 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百二十 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百二十一 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百二十二 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百二十三 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百二十四 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

一百二十五 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

一百二十六 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百二十七 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百二十八 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百二十九 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百三十 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百三十一 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百三十二 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百三十三 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

一百三十四 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

一百三十五 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百三十六 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百三十七 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百三十八 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百三十九 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百四十 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百四十一 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百四十二 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

一百四十三 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

一百四十四 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百四十五 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百四十六 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百四十七 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百四十八 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百四十九 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百五十 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百五十一 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

一百五十二 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

一百五十三 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

一百五十四 第七十七条第一項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一百五十五 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一百五十六 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

一百五十七 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一百五十八 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

一百五十九 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

一百六十 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

</div

他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信託法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、預金保険用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

（大蔵省令等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一二二号)
(施行期日)
(平成九年法律第百二十号)
(平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号)
(施行期日)
第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）の施行の日から施行する。
(経過措置)

用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸資金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制薬物等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための關係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための關係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸資金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制薬物等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための關係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための關係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請届出その他の行為とみなす。旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出そ

提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の第五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第七条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百十五条规定第四号及び第五号、第三百十六条の二第一号、第三百十七条の二第二号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。